## 「第3次三重県自殺対策行動計画」策定等支援業務 企画提案コンペ実施要領

(目的)

第1条 この要領は、第3次三重県自殺対策行動計画策定等支援業務を委託する者の決定にあたり、企画提案コンペ方式により決定するための必要な事項について、三重県調査委託契約実施要綱第7条の規定に基づき定めるものである。

(コンペ参加仕様書)

第2条 コンペに参加する者に対する参加仕様については、「別紙4 参加仕様 書」のとおりとする。

(コンペに参加する者)

第3条 企画提案コンペ(以下「コンペ」という。) に参加を求める者は、前条 の参加仕様書に適合する者とする。

(選定業務)

第4条 選定にかかる業務は、別途定める第3次三重県自殺対策行動計画策定 等支援業務企画提案コンペ選定要領に基づき、以下に定める第3次三 重県自殺対策行動計画策定等支援業務企画提案コンペ選定委員会(以 下「選定委員会」)が行う。

(選定委員会の組織運営)

- 第5条 選定委員会の組織及び運営については、次のとおりとする。
  - (1) 委員定数は、5名とする。
  - (2) 委員会に委員長1名を置く。必要に応じ副委員長を置く。
  - (3) 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
  - (4) 委員長は、委員会を統括する。
  - (5) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
  - (6) 委員会は、定数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ開くことができない。
  - (7) 委員会は委員長が招集するが、委員長が出席できない場合は、会議の冒頭に委員が諮りその回のみ臨時委員会を互選するものとする。
- 2 委員については、別紙(選定委員会委員内申結果)のとおりとする。 (コンペ日程)
- 第6条 コンペ日程については、別紙1(日程)のとおりとする。

(庶務)

第7条 コンペの実施にかかる庶務は、健康福祉部医療対策局健康づくり課が 行う。